

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和8年9月定例会	
議案番号 議案名	認定第1号 令和 7 年度松戸市一般会計歳入歳出決算の認定について 認定第3号 令和 7 年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第 8 号 令和 7 年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第 9 号 令和 7 年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議員名・会派名等	市民力 湯浅文
賛否態度	認定第3号・第8号 反対 認定第1号・第9号 賛成
賛否など態度決定に至った理由や討論	※市民力は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことが議員の責務と考えます。非公式の場に、議会で発言してもいない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容を掲載いたします。 こんにちは。市民力の湯浅文です。 認定第1号、認定第 9 号については賛成、 認定第 3 号 認定、第 8 号については反対の立場から討論いたします。 まず、認定第1号についてです。令和 7 年度決算の財政状況に関しては、歳入面では定額減税の終了に伴い個人市町村民税所得割の増により約 41 億円増加し、児童手当の制度改正により国庫支出金も約 25 億円増加しました。しかし、税収増は減税終了により元の税額に戻ったに過ぎず、地域経済の活性化による純粋な歳入増ではありません。また国庫支出金の増加も手当支給として同額が歳出されるため、手元に実質的な財源が残るものではありません。市税収入が過去最高を記録したからといって財政的余裕が生まれたわけではなく、本市の財政状況は依然として厳しい認識を持つ必要があります。このような実質的な財政課題をしっかりと見極めたうえで、限られた財源のもと適切に事業が執行されたか確認をしました。 まず、民生費についてです。 障害者福祉費の一時的介護関係経費 130万7900円の支給者数激減の理由である、支給要件を明確化したことは適正な制度運用に向け妥当な措置と考えます。一方で、利用者の生活が損なわれることがあってはなりません。見直しに伴い支給対象外となった方に対し、短期入所や生活介護、日中一時支援、居宅

介護など代替となる公的サービスへの円滑な移行と手厚い相談支援を確実に実施することを強く求めます。

次に、教育費 小学校管理費 始業前の児童への見守り関係経費1365万3485円については、保護者の通常勤務への復帰など就労支援に貢献していることなど効果的であることが確認できました。課題として人材不足があるため、今後ともご努力いただきたいです。

次に、フリースクール等利用児童生徒支援補助金225万8200円についてです。本事業を利用した延べ人数は 93 名であり、多様な学びや安心できる居場所を補完する役割を果たしていることが確認できました。特に「公教育の場への復帰のみを前提とした対策ではない」との答弁に納得いたしました。今後とも一人ひとりの個性や状況に寄り添った教育環境を継続してください。

次に、土木費 住宅支援事業 三世代同居等住宅支援業務4029万9610円についてです。本事業の交付実績は見込み 160 件に対しわずか 68 件にとどまり、大幅な不用額976万6390円を生じさせました。国の補助制度に比べ魅力が薄く、見直しに関する執行部の対応が遅れたものと受け止めております。また、三世代同居等を推進する施策は、特定の家族のあり方を公的な支援で推し進めるものです。多様な世帯の住まいを公平に支える真の住宅支援への再構築を求めます。

以上、いくつかの課題や今後の改善を求める点も残されているものの、多くの施策を通じて地域発展につながる一定の成果があると考えます。以上のことから、本定例会に上程された認定第 1 号につきましては概ね妥当であると判断し、賛成といたします。

次に認定第 3 号、競輪についてです。

本事業は自治体財政への寄与が目的に掲げられておりますが、その裏で生じる深刻な社会的コストを看過することはできません。特に松戸競輪におけるネット販売の売上は、令和 5 年度の 243 億円から令和 7 年度には 311 億円へと著しく増加しており、インターネット投票の急拡大が顕著であります。売上拡大の陰で若年層や子育て世代へのリスクが広がっており、実効性に乏しい対策のまま市民の生活を犠牲にすることは、福祉の増進を図る自治体本来の使命に反するものです。収益に頼る財政構造から脱却し、市民の安心・安全な暮らしを守る施策こそ優先されるべきです。以上の理由から反対といたします。

次に認定第 8 号 新松戸駅東側地区についてです。

委員会審査において、保留床処分金額の乖離解消に向けた手続きに関し、執行部は土木および立体換地建築物の実施設計成果を反映させ、工程を遅らせないよう積算や県への認可申請を進めてきた等の答弁をされました。しかし、一連の対応や事業管理のあり方には深刻な不信感を禁じ得ません。その後の聞き取りにおいても納得のい

く説明はいただけませんでした。

資材価格や建築費の高騰が深刻化する中、将来的な市民負担の増加も懸念されます。にもかかわらず、議会や市民に対して十分な報告を行わず事業を推し進めた姿勢には疑問です。

また、土地区画整理事業における建物移転(退去)に伴う市営住宅の対応についてです。委員会審査において「借家人に転居先を確保してもらう。市営住宅にしては、希望されても入居できない。」等の答弁でした。しかし、市の事業によって住み慣れた居場所を追われる市民に対し、セーフティネットである市営住宅という保有資源を最大限に活用し、寄り添った入居案内を積極的に進めるべきであったと考えます。以上の理由から、反対といたします。

最後に認定第9号 相模台についてです。こちらはかねてより市民力が薦めてきた「市役所建替は現地最優先」に切り替えたために賛成といたします。

以上、2本の認定議案には反対、討論なき議案には賛成を申し上げ、討論といたします。本討論への御賛同をよろしくお願いいたします。御清聴ありがとうございました。